

函館市住民税非課税世帯物価高騰支援  
臨時特別給付金給付事業事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活者に対するエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、生活への支援を臨時的に実施する函館市住民税非課税世帯物価高騰支援臨時特別給付金（以下「住民税非課税世帯給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 住民税非課税世帯給付金の支給対象者は、令和7年12月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和7年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の均等割を免除された者である世帯（以下「支給対象世帯」という。）の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯は、支給要件を満たさないものとする。

- (1) 租税条約による免除の適用を受けている者を含む世帯
- (2) 前項に規定する世帯のうち、市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

(支給額)

第3条 支給対象者に対して支給する住民税非課税世帯給付金の金額は、1世帯当たり3万円とする。

(受給権者)

第4条 住民税非課税世帯給付金の受給権者は、支給対象世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）および老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定める。

(支給の申請)

第5条 住民税非課税世帯給付金の支給を受けようとする者は、別記第1号様式の確認書（以下「確認書」という。）または別記第2号様式の申請書（以下「申請書」という。）により支給の申請を行わなければならない。

2 前項の申請に基づく支給は、原則として申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方法により行うこととする。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していないこと等その他特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

3 申請者は、住民税非課税世帯給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出または提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(給付支援サービスによる申請)

第6条 支給対象者のうち、その者に係る行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受けている者は、前条第1項の規定にかかわらず、国が整備する給付支援サービスにより申請することができる。

- 2 前項の申請に基づく支給は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条に基づく公的給付支給等口座（以下「公金受取口座」という。）に振り込む方法により行うこととする。

（公金受取口座等への振込）

第7条 支給対象者のうち、公金受取口座を登録している者ならびに過去に実施した函館市低所得世帯臨時特別給付金支給事業で給付金が支給された口座がある者については、当該口座への振込みに関するお知らせを通知後、市が別に定める期日までに受給辞退または振込先変更の申し出があった者を除き、当該口座へそれぞれ住民税非課税世帯給付金を振り込むものとする。

- 2 前項による振込に際して、第5条または前条による申請を要しない。
- 3 第1項において、公金受取口座等への振込が不能となった者においては、第5条第1項の確認書による申請を行わせることとする。

（代理による申請等）

第8条 受給権者に代わり、代理人として第5条第1項の規定による支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

- 2 代理人は、確認書の提出をするときは確認書の委任欄への記載を、

支給の申請をするときは申請書に加え原則として委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

- 3 市長は、代理人が第1項第1号に掲げる者である場合にあっては住民基本台帳により、同項第2号または第3号に掲げる者である場合にあっては市長が別に定める方法により、それぞれ代理権を確認するものとする。

(申請期限等)

第9条 住民税非課税世帯給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

- 2 住民税非課税世帯給付金の申請期限は、令和8年7月31日を期日とする。

(支給の決定)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により確認書等の提出があった場合において、住民税非課税世帯給付金を支給することと決定した場合は別記第3号様式の通知書により、住民税非課税世帯給付金を支給しないことと決定した場合は別記第4号様式の通知書により、当該確認書等を提出した者に通知するものとする。

(支給等に関する周知等)

第11条 市長は住民税非課税世帯給付金の支給に関する事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方式、申請期限等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 支給対象者から第9条第2項の申請期限までに第5条第1項または第6条第1項の規定による申請が行われなかったときは、支給対

象者が住民税非課税世帯給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 確認書等の不備による振込不能等があり，市長が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず，支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは，当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は，偽りその他不正の手段により住民税非課税世帯給付金の支給を受けた者に対しては，支給を行った住民税非課税世帯給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第14条 住民税非課税世帯給付金の支給を受ける権利は，譲り渡し，または担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和8年1月8日から施行する。